

## 令和7年第1回厚沢部町議会定例会提案理由書

(令和7年3月4日)

本定例会に提案いたします議案について、提案理由を申し上げます。

提案いたします案件は、新年度予算案7件、補正予算案7件、特例条例の制定案1件、条例の制定案1件、条例の一部改正案7件、の計23件であります。

議案第1号の令和7年度厚沢部町一般会計予算、議案第2号から議案第4号までの厚沢部町各特別会計予算及び議案第5号から議案第7号までの厚沢部町各企業会計予算につきましては、町政執行方針の中で、その概要を申し上げましたので、省略させていただきます。

議案第8号の令和6年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、3千331万5千円を追加し、

予算の総額を 55 億 620 万 8 千円とするものであります。

増額の主なるものは、

総務費では、財政調整基金や減債基金等の積立金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金過年度精算返還金、

民生費では、障害者更生医療給付費扶助費、

衛生費では、国保病院事業会計繰出金、

農林水産業費では、森林環境譲与税基金積立金、

土木費では、除排雪作業委託料であります。

そのほか、歳入歳出の各款にわたって、事務事業の完了または所要見込額を勘案し、増減調整を図っております。

議案第 9 号から議案第 11 号までの令和 6 年度厚沢部町各特別会計補正予算及び議案第 12 号から議案第 14 号までの厚沢部町各企業会計予算につきましては、それぞれの今後の収支を勘案し、増減調整を図ってお

ります。

議案第 15 号の町長の給料の特例に関する条例の制定につきましても、町長の4月分給料を10パーセント減額する条例案であります。

去る2月18日の議員全員協議会におきまして、国営相和地区農地開発事業費負担金の一部について、不納欠損処分を行ったことについて報告をさせていただきました。

本件につきましては、かねてから説明を重ねてまいりましたが、すでに時効が完成した債権として不納欠損を行いました。

私が町長に就任する以前のことではありますが、町民の信頼を損ねた責任を今現在、指揮監督の立場にある私が負うべきであると考え、本日、4月分給料を10パーセント減額する条例案を提案させていただきます。

なお、当該滞納者と協議を重ねてまいりましたが、昨年末、町内所有地の無償譲渡の手続きを完了したことも併せてご報告いたします。

議案第 16 号の厚沢部町犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、犯罪被害者等の支援等について基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、支援の基本的な事項を定め、施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復、軽減を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として、本条例を制定するものであります。

議案第 17 号の情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「マイナンバー法」の改正に伴い、条文の整理を行う必要があることから、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 18 号の厚沢部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正を踏まえ、時間外労働の制限を受けることができる職員の範囲を拡大するとともに、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する措置を講じる必要があることから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 19 号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、条文の整理を行う必要があることから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 20 号の厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 7 年度から国保税の資産割を廃止し、賦課方式をこれまでの 4 方式から 3 方式に変更するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 21 号の厚沢部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び厚沢部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係省令等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 22 号のうずら温泉宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、宿泊料改定のため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 23 号の厚沢部町簡易水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。

詳細につきましては、副町長、関係課長に説明にあたらせますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。